ル　前条第四項第十一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者　三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ヲ　前条第四項第十二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者　三万七百五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万七千二百五十円とする。

第十条第一項第三号ハ中「前条第四項第三号」を「前条第四項第六号」に改め、同号ハを同号へとし、同号への次に次のように加える。

ト　前条第四項第七号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者　五万五千二百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

チ　前条第四項第八号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者　四万九千五十円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第十条第一項第三号ロ中「前条第四項第二号に掲げる」を「前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　前条第四項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者　十万四千七百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

ホ　前条第四項第五号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者　九万七千二百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第十条第一項第三号ロ中「前条第四項第二号に掲げる」を「前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

ロ　前条第四項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者　十五万千五百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五十円とする。

第十条第一項第四号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号イ中「及びハ」を「からニまで」に、「二万二千円」を「二万八千円」に改め、同号ハ中「前条第五項第三号」を「前条第五項第四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「前条第五項第二号」を「前条第五項第三号」に、「一万千円」を「一万三千円」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　前条第五項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者　二万二千円

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第五条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項第一号中「第二十九条の三第四項第六号及び」の下に「第十四項第五号並びに」を、「いう。第二十九条の三第四項第六号」の下に「及び第十四項第五号」を加える。

第二十九条の二第一項第一号中「第五項まで」の下に「、第二十九条の二の三」を加え、「第二十九条の三第六項」を「第二十九条の二の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第二十九条の三第六項」を「第二十九条の二の三第一項第一号イ」に改め、同条第二項中「第二十九条の三第六項」を「第二十九条の二の三第一項第一号イ」に、「前項第一号及び第二号」を「前項各号」に改め、同条第四項中「前項第一号及び第二号」を「前項各号」に改め、同条第五項中「第三項第一号及び第二号」を「第三項各号」に改め、同条第九項中「国民健康保険（」の下に「第二十九条の二の三第四項、」を加える。

第二十九条の二の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（年間の高額療養費の支給要件及び支給額）」を付し、同条第一項中「高額療養費按分率」を「外来療養按分率」に、「高額療養費按分率」を「外来療養按分率」に改め、同項第一号中「この条並びに第二十九条の四の二第一項、第二項、第五項及び第七項において」を削り、同号イ中「へまで」を「ヌまで」に改め、同項第三号中「属する世帯員」の下に「（国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の被保険者をいう。以下同じ。）」を加え、「この条並びに第二十九条の四の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項において」を削り、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二の三　高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上年間世帯支給総額（次項に規定する七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額から同項の七十歳以上年間高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「一部負担金等年間世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に基準日世帯主等に支給するものとし、その額は、一部負担金等年間世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額に年間世帯合算額按分率（第一号に掲げる額から次項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を、一部負担金等年間世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一　計算期間において、基準日世帯主等又は当該基準日世帯主等が国民健康保険の世帯主等であつた間に当該基準日世帯主等と同一の世帯に属する世帯員であつた者がそれぞれ当該市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等又は当該世帯員である者として受けた療養（被保険者として受けた療養に限り、法第五十五条第一項の規定による保険給付に係る療養（次号及び第二十九条の四の二において「継続給付に係る療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる額の合算額（第二十九条の二第一項から第五項まで又は前条の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

イ　当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第二十九条の二第一項第一号イからヌまでに掲げる額（七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万千円（同条第四項各号に掲げる療養（以下「七十五歳到達時特例対象療養」という。）に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額